

人・生き方研究拠点

文理融合による法心理・司法臨床研究拠点

Group Theme 加害者をどうするのかをめぐる諸学融合—日常の紛争と暴力、臨床社会学による実践、治療と

加害者臨床の実践と暴力論の構築

**修復的正義・治療的司法の概念をもとにした司法制度を提案し、
犯罪を生まない社会の実現を目指しています。**

人間科学に関わる諸学の融合と連携をもとにして、いわゆる加害行動や逸脱行為に表象される問題を「総合的に解決する」ことを目指しています。たとえば、配偶者暴力、子ども／高齢者虐待、いじめ、つきまとい行為等、必ずしも犯罪とならない暴力が広がりをみせており、新しい法律もできていますが、暴力加害への対応には苦慮しています。薬物問題も脱法薬物問題へと変容を遂げつつも、依存症治療へと向かわずに「刑罰」を中心とした法律だけがあり、再発防止という点では根本解決が難しいことは明白になっています。虐待や暴力の場合、被害者に対して医療はもちろん臨床心理や社会福祉によるケアが求められる一方で、加害者に対しても心理学や社会・教育的視点からの脱暴力を可能にする仕組みが求められています。しかし司法は人の生き方に介入することを回避する消極主義が基本なので、人間科学の知見にもとづき刑罰とは異なる別の仕組みを創造し、そこへと架橋することがもとめられています。本拠点では、こうしたサポートを一元化し、「ワンストップ」で提供することで包括的・総合的な問題解決を可能にするための情報提供やネットワークにより、そうした機能が果たせるようにしたいと構想しています。

私のグループは、「加害行為」「問題行動」「逸脱行動」に焦点を当て、加害者臨床を可能にする問題解決型司法やその問題の解決を担う心理、教育、福祉等の具体的な内容の開発、司法との連携の仕方や手続き法等についての新しい考え方の開発と研究について、国際比較も交えながら、その上で成果の社会実証、社会実装をしながら課題に取り組んでいます。問題行動を再発しないように加害者を導くことも、被害を生まないためには極めて重要です。もちろん逸

脱対策という名の別様のソーシャルコントロールが進むことにも配慮しています。

こうした加害者臨床は、日本では社会的に十分に機能していません。そのためにもまずは理念が重要となります。グループでは、「修復的正義」に基づいた「回復的司法」または「治療的司法」というこれまでの日本になかった、あるいは潜在化していた概念を導入、可視化させ、心理・社会、教育・福祉など多様な実践領域が協働する新しい司法制度を提案、構築するとともに、社会再統合にむかう方策にかかわる課題を明確にしようと試みています。さらにこれらは「レジスタンス研究」とも呼ばれていることに重なります。人はどうして犯罪や非行へと行動化するのかという研究だけではなく、逆に、どのようにして人はそこから離脱していくのかについて研究するという意味です。「刑罰」のみに頼るのではなく、社会包括的で支援的な処遇によって「犯罪を生まない安全・安心な社会」を実現することも目指していきます。さらに加害者家族の研究も行いながら、日本社会のもつ独特な排除と統合の相も視野にいれます。

**家庭内暴力・子ども虐待の加害父親に対する
家族再統合プログラムを構築、実践しています。**

家庭内暴力(DV)、子ども虐待、高齢者虐待、性犯罪、少年非行など累犯傾向の高い加害・逸脱・触法行為者、また累犯障がい者や処遇困難な場合、多くは懲役刑を受けても出所後再び問題行動を繰り返すこともあります。再犯をして再び受刑する人たちは「回転ドア」に巻き込まれていきます。だから、性犯罪者のもつ性癖、盗癖という問題行動が意味すること、薬物等の依存症という要治療的課題をもつ薬物にかかわる犯罪者、親密な関係性でしか暴力を振る

回復、そして脱暴力のための社会臨床学の形成

わない人々、暴力をとおして自己実現している人たち等を対象にして新しい法と心理の連携が求められていることを実証していきます。諸外国ではDVや虐待の加害者に対してカウンセリングを課す「暴力の脱学習プログラム」や、薬物依存症者に対する「治療的プログラム」等があります。それ専用の裁判所もあります。日本ではいまだこうした制度はありません。このグループでは、海外の先進事例を検討し、日本に導入する可能性を探っています。

また各加害・逸脱・触法行為の特性を見極め、それぞれにふさわしい社会復帰プログラムの構築にも取り組んでいます。暴力行為や少年の性犯罪、薬物依存症など、犯罪の種類や個人によって更生の道のりは千差万別です。例えば暴力行為や非行の背景には、多くの場合、加害者自身が子ども時代に暴力・虐待を受けた被害者であったという過去が隠されています。それが暴力性につながっていくことが少なくありません。暴力行為に及ぶ加害者の多くは、物事のあらゆる責任を自分以外の他者に見る「認知の歪み」によって、「相手が悪いから」暴力でそれを正そうとする「他罰性」の傾向を強く持っています。また自らの感情を自覚・認知し、表現することができない「失感情症」の傾向が強いために、いきなり暴力という形で「行動化」してしまいます。こうした加害者に対しては、たとえば認知行動療法などの治療的訓練によって「認知の歪み」を修正し、感情と行動のバランスを改善しなければ、反省や謝罪、真の更生に結びつきません。それは医学的な意味での治療ではなく、回復という言葉が適切かもしれません。

本グループでは、DVや子ども虐待で離婚・離別した父親に更生を促し、虐待された子どもを含め、再び家族としてやりなおすための「家族統合プログラム」を構築するとともに、その臨床実践として対人暴力加害男性を対象とした「男親塾」を開催しています。20代の若者から60代の高齢者まで、職種も、暴

力の形態も、家族の事情も異なるDV加害男性たちを集め、グループワークや面談を通して、自己を見つめ、暴力を認知し、自らの認知の歪みを修正するとともに、自らの感情を自覚し、統制することを学んでもらいます。その先に自らの過ちを認め、被害者である子どもに謝罪できるようになるまでの道のりを支援しています。児童虐待親の事例のみならず、多様な加害者臨床の実践知を蓄積し、「修復と治療のための司法」の構築に役立てます。

**ハーグ条約への参画に伴う「国際的な子の奪取」に対し
子どもを守る視点から対応策を考えています。**

さらに現在要請されているのが、ハーグ条約にかかわる「国際的な子の奪取」に関する問題です。2014年4月、日本は国際的な子どもの奪取・連れ去り防止を目的とした多国間条約・通称「ハーグ条約※」に署名、発効しました。これまで国際結婚が破たんした際、一方の親が、独断で子どもを日本に連れ帰る例が多く見られました。しかし共同親権を前提とするハーグ条約では、それは「子の奪取」とみなされます。今後は国際離婚の末に日本に連れ帰った子どもを外国の共同親権者の元へ返還しなければならない例も増えてくるでしょう。しかしこうした国境を越えた連れ去りや連れ戻しは、子どもにとっては急激な生活環境の変化、一方の親や友人との断絶などを意味し、有害な影響を与える可能性があります。裁判所の依頼を受け、専門家として子どもの返還に際して子どもに与える心理的発達的な影響を判断し、また暴力の被害を受けた場合にどう対応すべきかアドバイスの体制を構築しつつあります。家族紛争時代にふさわしい司法臨床を考えていきます。

※ハーグ条約：国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約



[写真 右中]
立命館大学産業社会学部 教授

中村 正 グループリーダー

[写真 左]
応用人間科学研究科 修士課程2年生

奥野 景子

[写真 左中]
応用人間科学研究科 修士課程2年生

木下 大輔

[写真 右]
応用人間科学研究科 修士課程1年生

真鍋 拓司



アメリカのサンフランシスコにある薬物専門裁判所。問題解決型裁判所として、治療と回復を目標にした新しい裁判を展開している。



集団精神療法のためのグループワークの場 (サンフランシスコ市内)



中村が自治体と連携して実施している虐待のある家族のやり直しを支援する、暴力を振るった父親たちの脱暴力支援の場。「男親塾」と呼んでいる。

●参考文献(いずれも共同執筆) / 1 『加害者臨床』日本評論社、2012年 2 『対人援助学の到達点』見洋書房、2013年 3 『離婚紛争の合意による解決の支援と子どもの意思の尊重』日本加除出版、2014年
●連絡先 / 立命館大学 衣笠キャンパス 中村研究室 電話：075-466-3066
対人援助学会のなかの『対人援助学マガジン』(フリーデジタルマガジン)に「社会臨床の視界」「臨床社会学の方法」を連載中。 [対人援助学マガジン](#) [検索](#)